

横芝光町農業委員会 4 月第 1 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 4 月 5 日(金) 午後 4 時～午後 4 時 4 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (10 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	3 番	永野 邦子
	5 番	伊藤 直樹	6 番	花澤 成晃
	7 番	向後 隆輝	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 2 番 川島 理昭 9 番 鈴木 茂樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
主幹兼農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 6 年度第 1 次農用地利用集積計画（案）の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和6年4月第1回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。
事務局	本日、ご多用のところご臨席いただきました山田副町長から、ご挨拶をいただきます。 (山田副町長あいさつ) ありがとうございました。 ここで、農業委員会において、4月1日付で人事異動がありましたので紹介いたします。 【異動職員入室、あいさつ、退室】 山田副町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。 本日は、2番 川島 理昭委員、9番 鈴木 茂樹委員より欠席する旨の連絡をがありましたので報告いたします。 本日の出席委員は、12名中10名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会

事務局

議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。

3番 永野 邦子委員、10番 下高原 美津子委員にお願いします。

会議書記には、事務局の布施主幹を指名いたします。よろしくお願いします。

続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和6年4月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、3件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目は、芝崎字東下の田1筆、413㎡です。

本件の申請地が、譲受人の自宅前であり、耕作利便であることから、売買により所有権を移転しようとするものです。

譲受人は、以前から管理を任されており。申請地では露地野菜を作付けする予定です。

2件目は、目篠字新堀前の畑3筆、1,212㎡です。

譲渡人は、畑を相続しましたが、農業をしていないため、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請

です。なお譲受人は以前から管理を任されており、ネギの作付けを予定しております。

3件目も、目篠字新堀前の畑1筆、270㎡です。

本案件は、2件目と同じ譲受人で、申請地は隣接しています。この件は、申請地が狭小であるため、耕作不便でありましたが、2件目の隣接地の農地も共に譲り受けることで一体的に利用できることから、規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

許可後は、ねぎの作付けを予定しております。

以上、議案第1号の説明でございます。

議 長

ありがとうございました。ただいま議案第1号の説明並びに朗読が終わりました。はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めますが、担当の川島委員は本日欠席です。事務局から何かありますか。

事務局

本案件につきまして、川島理昭委員より説明を受けております。「申請地は、譲受人の自宅前であり、耕作利便であることから、売買により所有権を移転しようとする申請です。現地を確認したところ耕耘しており、問題ないと思われます。よろしく願います」とのことでした。

議 長

説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、ありがとうございました。よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

7 番	7 番 向後です。経営規模拡大したい譲受人が売買により所有権を移転しようとする申請です。現地を確認したところ耕作しており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。説明が終わりましたので2件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
7 番	7 番 向後です。この件は、案件2件目と同じ譲受人となり、申請地は隣接しています。そのため案件2件目と共に譲り受けることで一体的に利用できます。現地の状況は同様に、耕作しており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。説明が終わりましたので3件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年4月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の5条の許可申請は、新規3件です。

譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①の土地は、目篠字鉢田の畑1筆、756㎡になります。転用の目的は、駐車場です。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は横芝光町役場から南東へおよそ2.7kmの位置にあります。

譲受人は、運送業を営んでおり年々受注が増加してきたことからトラックの増車を考えておりました。しかし既存駐車場が手狭なことから、トラックを停めるための駐車場の適地を探していたところ、農地を相続したものの遠方のため耕作ができない譲渡人から売買の相談を受けたことから申請地を選定したものです。

自らが所有する他の土地も候補として検討しましたが、面積の狭さや既存施設から離れているため候補からは除きました。

工事は碎石を敷き詰め、転圧をかけるのみとします。

排水は雨水のみで自然浸透処理にします。

大利根土地改良区からは受益地を除外することに同意を得ております。

なお、申請地は文化財包蔵地に該当しますので、町社会文化課と工事前に協議が必要となります。

転用期間は令和6年7月1日から令和7年6月30日までを予定しております。

必要な資金は自己資金により賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

続いて、申請地②は、木戸字二十三割の畑3筆、合計949㎡です。

転用の目的は、太陽光発電設備の設置になります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝光町役場から南東へ約3.8kmの位置にあります。

譲受人は、東京都にある会社で再生可能エネルギー事業を営んでおり、県内では木更津市で同様に太陽光発電設備を設置するため、農地転用申請を行っているとのことです。

申請地は、木戸長塚地区に所在しており、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地として第2種農地と判断しました。

発電に用いるパネルは、176枚、パワコンは、10台で、売電先は東芝エネルギーシステムズ株式会社です。

また、この土地は、大利根土地改良区の受益地から除外済であり、軽く転圧をかけるのみで、砂利やコンクリート敷きにはしません。

雨水は、地下浸透で処理します。

転用期間は、令和6年6月10日から令和6年8月15日までを予定しております。

建設費等は、自己資金から賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

続いて、申請地③の土地は、横芝字西境田の田及び畑、合計2筆、495㎡です。

転用の目的は、一般専用住宅と作業場倉庫の建設になります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝駅から西へ約1.3kmの位置にあります。

譲受人は、成田空港の機能強化に伴う騒音移転により住み慣れた中台地区を離れることになり、近隣で利便性が高い土地を探したところ、スーパーや金融機関に近い申請地を適当と考え、譲渡人と交渉したところ売買に応じてくれることになったことから本申

請となりました。

申請地は、横芝上町地区に所在しており、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地として第2種農地と判断しました。

一般専用住宅は、96㎡、作業場倉庫は92㎡を建設する計画です。

また、この土地は両総土地改良区から受益地の除外を同意されており、汚水は合併処理浄化槽で処理後、町道側溝を経由して古川幹排へ排水します。

転用期間は、令和6年5月31日から令和6年12月31日までを予定しております。

建設費等は、自己資金から賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

以上が、議案第2号の説明です。

議 長

ただいま、議案第2号の説明並びに朗読が終了しました。
はじめに、1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

7 番

7番 向後です。本件は、現地を確認したところ、現在、耕作はなされておらず、雨水以外の排水がでないこと、また土地改良区から受益地除外を同意されていることから問題はないと思われます。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5 番	5 番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ、畑としての利用はなされておらず、雨水は地下浸透とし、土地改良区の受益地を除外済みであることから、問題はないと考えられます。
議 長	説明が終わりましたので、2 件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので質疑を終了して、2 件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、3 件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 1 番	1 1 番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ、耕作はなされておらず、土地改良区の受益地でないことから、問題ないと考えられます。よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、3 件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので質疑を終了して、3 件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって3 件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、日程第4 議案第3号 令和6年度第1次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和6年度第1次農用地利用集積計画（案）の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和6年度第1次農用地利用集積計画（案）が提出されたので、本会の議決を求める。

令和6年4月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください

今回の利用集積は、新規設定が5件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

1件目は、屋形字島田の田4筆、11,181㎡、期間は約10年間です。

2件目は、牛熊字駿耕地の田1筆、694㎡、字西耕地の田1筆、558㎡、合計2筆、1,252㎡、期間は約10年間です。

3件目は、谷台字西耕地の田2筆、1,992㎡、期間は約10年間です。

4件目は、中台字在松の田2筆、牛熊字大辺田の田2筆、谷台字西耕地の田1筆、897㎡、合計5筆、4,474㎡、期間は約10年間です。

5件目は、牛熊字大辺田の田1筆、1,021㎡、期間は約10年間です。

なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに、1件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての

採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて5件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、5件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

事務局	(挙手全員) 全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定しました。 以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。 以上をもちまして、令和6年4月第1回農業委員会定例総会を閉会します。
-----	--

ここに、議事を録取し署名人と共に署名する。

令和6年4月5日

署名委員 3 番

署名委員 10 番

議 長